

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、塩竈市監査基準により監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 3 年 6 月 4 日

塩竈市監査委員 福 田 文 弘
塩竈市監査委員 香 取 嗣 雄

定 期 監 査 結 果 報 告 書

1. 監査等の種類

定期監査及び定期監査に合わせて行う行政監査

2. 監査等の対象

水道部全課の財務に関する事務及びその他の事務

(令和元年度の定期監査時から令和 2 年度の定期監査時まで実施したもの)

3. 監査等の着眼点

令和 2 年度監査実施方針に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効果的に行われているか、各種の契約が公平性、透明性を確保しているか、公金収納が会計規則に則り適正に処理されているか等を着眼点として実施した。

4. 監査等の主な実施内容

事前に定期監査対象課から必要な資料の提出を求め審査を行った。監査当日は、歳入歳出の基礎となる帳簿、書類、証書など事務事業の執行に関する書類等の提出を求め、必要に応じて関係職員からの説明を聴取した。

また、予算の執行、物品、財産の管理、契約・検収状況等事務事業の執行状況について、適法性、効率性、適正性などの観点から監査を実施した。

5. 監査等の実施場所及び日程

各対象課内、令和 3 年 2 月 8 日(月)～同年 2 月 9 日(火)

6. 監査等の結果

歳入歳出の状況は、それぞれ別表に示したとおりである。財務に関する事務の執行、並びに事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、契約関係で特に地方公営企業法施行令及び水道部契約規程に基づく随意契約については、前年度 24 件(内 1 者見積 17 件)から今年度 22 件(内 1 者見積 17 件)と減少しているが、事業の性質・内容等から一般・競争入札に付することが可能なものはないか、更に検討願うとともに随意契約の際は、2 者以上からの見積徴収に努力してもらいたい。